

## CONTENTS

「民事信託」って何ですか。 - そのメリットと問題点 -	2~5
「福島原発訴訟のいま」 - 6月7日 事務所学習会の報告 -	5
ブラジル公設弁護人をお招きして	6~7
川越に移りました ~退所のご挨拶~	7
日本百名山を歩いてみる	8
法律相談のご案内	8

Saitama Tobu Law Office

2016.8

vol.7

# 事務所通信

埼玉東部法律事務所

〒343-0816 埼玉県越谷市弥生町3番33号 越谷東駅前ビル5階

URL:<http://saitamatobu-law.jp/>

# 「民事信託」ってなんですか。

## － そのメリットと問題点 －

### 1. 「信託」は身近なものでしょうか？

#### 山越

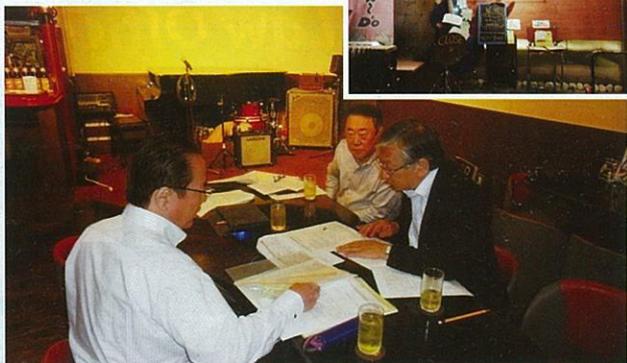
平成18年に信託法が大改正され、最近では「信託」に関する話しをよく聞くようになりました。

信託と言えば、利殖のための「投資信託」が有名です。ところが、信託法改正の結果、高齢者や子女の扶養を目的とする「福祉信託」、また、息子が死んだ場合に子そして孫に（お嫁さんではなく）財産を移転させようとする「受益者連続型信託」、さらに、まちづくりのために役立てようという「まちづくり信託」などという新しい信託の使い方が話題になっています。こうなりますと、私たちに身近な分野にも関係してくるので、無関心ではられません。

そこで、今回は、税理士の長谷部健一さん、司法書士の竹内啓修さんのお力を借りて、特に身近な「民事信託」等の基本的な仕組みと問題点、また、信託にかかわる税金や登記の基本と課題等について、勉強したいと思います。

最初に、ご紹介ですが、長谷部さん、竹内さんとは、当事務所の弁護士も参加している東部士業交流会という勉強会（懇親会もやっていますが）で、10年以上も一緒に勉強してきました。いわば勉強仲間、お二人ともその道ではベテランです。

長谷部さんは、税理士業務と関連して地域とのつながりが深い方で、ロータリークラブの会長も務められています。この鼎談を行っているジャズバー「Sugar Hill」のオーナーでもあります。今日は「まちづくり信託」と「信託と税務」についてお話ししていただきます。竹内さんは、司法書士業務に関連して信託に関して知識が豊富であり、東部士業交流会でもいち早く民事信託について話題にされていました。今日は、「受益者連続型信託」と「信託と登記」についてお話ししていただきます。私が、司会役もかねてお伺いしますので、よろしくお願いたします。



### 2. そもそも信託って何ですか？

#### 山越

まず、一体「信託って何だ？」という方もいらっしゃると思いますので、私から、信託の基本的なことをご説明します。信託というのは、たとえば「福祉型信託」なら、子を養育するという「目的のために」、親である「委託者」が、第三者である「受託者」に土地建物等の「財産を移転」します。そ

して、受託した第三者が、例えば、賃貸してその家賃を子（利益を受けるので「受益者」）に与える仕組みで、委託者、受託者、受益者という3当事者関係です。財産管理の方法として「財産を移転する」という点が大事です。また、信託には商事信託と民事信託があり、信託銀行等が営業活動として受託者になるのが商事信託、個人等が営業活動としてではなく受託者になるのが民事信託です。

### 3. 信託のメリットは何でしょうか？

#### 山越

次に、そこで、信託のメリットを考えてみたいと思います。信託というのは、委託者が受託者に「財産を管理運用してもらう制度」ですが、同様に他人に財産を管理運用してもらう制度としては、委任、寄託があり、後見も同じ仲間に入ります。信託の特徴は、「財産を他人に移転」してしまうことにあり、ここからメリットもデメリットも生じます。

「委任」方式と比較してみたいと思います。「委任」とは、例えば、不動産会社に土地を売ることを依頼する場合です。

この場合は「所有権は委任者」にあり、受任者には「代理権」があります。不動産管理会社にアパートの管理を任せる場合も委任に準じた関係です。この場合も、「所有権は委任者」にあります。ですから、委託者に管理処分権があり、受任者は所有者である委任者の意向に沿って行動する必要があります。また、後見制度は、委任類似の制度ですが、本人（委任者）に判断力がないか不十分な場合に他人が財産管理をする制度です。この場合も、所有権等の財産権は本人にあります。ただ、後見人等の管理権が大きいので、家庭裁判所の監督に服します。実質的には「信託」に似た制度と言えます。

これに対して、信託は、「所有権等の財産を受託者に移転」してしまいます。そこで、信託の場合は、受託者が所有者として、信託された目的の範囲においてですが、管理し処分できます（程度は場合によりますが）。

ただし、受託者の権限が強く、あえて言えば財産の管理運用という「目的」より財産移転という「手段」が過剰であり、財産を移転した後の「受益者」等による監督も不十分なので（手段過剰問題）商事信託の場合金融監督庁の監督が重要になります。民事信託の場合は、そもそも、この継続性、専門性等のメリットを活かせる受託者を探せるか、又は作れるかが問題であり、加えて監督機関の不備を補えるかという問題があります。

それから、信託の場合、「財産を他人に移転します」から、例えば、委託者が破産した場合でも、受託者が管理する不動産等の財産は破産管財人の管理下に入らず、今までどおり子のために運用できます。また、委託者が亡くなった場合も財産は相続の対象になりませんから、受託者が引き続き子のために運用できます。これらは、民事信託でも使える特徴で、メリットになる場合があると言えます。

ただし、後に述べるような、「財産移転に起因する問題」及び移転した後の「財産（管理）権と受益権の分離」に伴う問題があります。

#### 4. 具体的には、どんな利用方法がありますか？

##### 山越

さて、一般論はこれくらいにして、次に、現実の利用の仕方にも則して具体的にメリット・デメリットを考えてみたいと思います。信託は、いろいろな利用方法があつてとても全部は説明できないので、2つに絞らせていただきます。

まず、竹内さんから、改正の目玉とも言われ、遺言ではできないことを可能にしたと言われる「受益者連続型信託」について、基本的な仕組みや問題点について説明していただけますか。

##### 竹内

改正信託法により、跡継ぎ遺贈型の受益者連続型信託が可能となりました。遺言では対応できない跡継ぎ遺贈が、信託を活用することで可能になるといわれています。

この受益者連続型信託を活用すると、親・子・孫がいる場合に、親が「委託者」となり、生存中は親自身を「受益者」とし、親が亡くなったときは、子が新たに「受益者」となり、子が亡くなったときには、さらに孫が新たに「受益者」となる信託をすることができ、世代を超えた資産の継承が可能となります。

例えば、①代々にわたり一族で経営を行ってきた企業の事業承継対策、②特別の事情により均分な相続を望まない家族の資産継承、③高齢で再婚をし、前妻との間に子供がいる資産家の資産継承など、家族等の事情に応じて、受益者連続型信託を活用することができます。

##### 山越

受益者連続型信託には、問題点はないのでしょうか。

##### 竹内

問題点として、例えば、事業承継対策で利用する場合、民事信託においては、家族の誰か、又は、家族が関係する法人が受託者を務めるため、

- ・信託を設定するときの後継者候補を委託者が思い違える可能性がある点
  - ・受益者として指定されたものが信託契約に拘束される点
  - ・承継者（委託者以降の受益者）が実態にそぐわなかったときに、委託者が亡くなっていた場合には、信託の修正が難しくなる点
- また、民事信託全般で起こりうる問題といえますが、
- ・受託者が個人の場合、その受託者が亡くなった場合どうするかという点
  - ・受託者が法人の場合でも、役員等が時間の経過とともに変更して行く点

これらが、問題となる可能性があります。

##### 山越

次に、長谷部さんに、「まちづくり信託」について説明していただきます。先日の東部土業交流会でも話題にしていたらっしゃったようですが、これはどういう使われ方で、どんなメリットと問題点があるのでしょうか。

##### 長谷部

まちづくり信託とは、まちづくりのために複数の地権者が委託者となって、信頼できる受託者に財産権を引き渡し、一定の目的（まちづくり目的）に従い、受益者のために、受託者がその信託財産を管理・処分する制度です。平成10年に「中心市街地活性化法」が制定され、市街地の整備改善と商業等の活性化を一体的に推進するといういわゆる「まちづくり」の視点から、商業等の活性化が図られるようになりました。これまでに多くのTMO（タウンマネジメント機構）が市町村の認定を受けて中心市街地活性化のために活動してき

ましたが、近年の少子高齢化傾向にも起因する構造変化への対応の遅れ、核店舗の撤退、過大投資等に苦しむケースが多いようです。

そこで、「まちづくり信託」と呼ばれる土地信託手法を活用した「まちづくり」の必要性が検討されるようになりました。その特徴は以下の点です。

- ・共同化により土地の有効活用ができる。
- ・土地の買収を伴わないため、投資規模を抑制し、譲渡等に係る税制上の特例措置が適用される。
- ・土地所有権が形式的に一本化され、統一的なテナント管理、信託財産の担保力向上による資金調達が可能となる。
- ・土地所有者は実質的な所有権を手放すことなく、所有権に応じた適正な利益を確保でき、かつ、建築物の利用拡大によってその利益の拡大を図ることができる。

##### 山越

土地所有者（地権者）としては、土地を貸すという方法もあると思いますが、そこにはないメリットもあるのでしょうか。

##### 長谷部

平成4年に借地借家法が改正されて「定期借地権制度」が創設されてその利用が図られていますが、一般定期借地権で50年以上という硬直的な契約期間など課題も指摘され、また、地権者にとっては、安定的な地代収入が得られる反面、建築物の所有者になれないことから、開発利益の一部しか享受できないというデメリットもあります。

土地信託方式（民事信託方式）による土地信託は、不動産



の管理や売却だけを行う不動産信託を一步進めて、受託者が開発行為も行う信託のことで、契約期間中は、土地の財産権についての所有と利用が分離され、実質的な所有は各権利者が保有しつつ、受託者による財産の一体的利用と運用が為されます。

土地信託を活用した再開発のメリットを挙げてみると次のようになります。

- ・共有床を複数テナントに賃貸する場合、複数の地権者が複数のテナントと直接契約すると賃貸借契約が複雑化するが、信託方式を使うと、地権者の権利を一本化し契約関係を単純化できる。
- ・個々の地権者が増床資金を調達することは難しいが、受託者が融資を受けることにより、資金調達が容易になる。
- ・地権者が保留床を取得すると、地権者にとっては減価償却が受けられない等、税務面でのメリットを享受できないが、信託を活用することにより、「実質所得者課税の原則」に従った税務メリットを享受できる。

また、定期借地方式では、事業期間中に地権者は土地への担保設定や売買等が可能であり、土地の差押・売却等によって第三者が事業に参画することにより事業が不安定化する可能性があります。これに対し、土地信託方式では事業期間中（信託期間中）には地権者による土地への担保設定・売買等は不可能であり、第三者の事業参画による事業の不安定化は発生しません。また、地権者は信託受益権に対し担保設定・売買等を行うことができるが、受益権の行使は信託目的に従う必要があり、第三者に信託受益権が渡っても事業の安定性に影響を与えることはありません。

##### 山越

そのようなメリットを踏まえて、注意しなければならないこともあるのでしょうか。

##### 長谷部

大きな問題点として、受託者の資格の問題があります。土

地信託を商事信託として活用している例はなく、民事信託として個別に信託が行われていますが、その場合の信託法が定めるおまな義務として、①善管注意義務、②忠実義務、③分別管理義務があります。当然と言えば当然ですが、信託法の主旨ののっとって義務を履行する、信頼できる受託者（受託法人）を設立することができるかが一番の課題といえます。

### 5. 税金はどうなるのですか？

#### 山越

さて、信託の場合には、「委託者」から「受託者」に財産が「移転」し、「受益者」が利益を受けます。そこで、誰に、どんな税金がかかるのかが問題です。税金のかけ方によっては、信託の使い方が制約されることにもなります。長谷部さんから、「受益者連続型信託」等を例にして説明をさせていただきます。

#### 長谷部

所得税法上の取り扱いについては、所得税法第12条の実質所得者課税の原則が適用され、信託財産にかかる収入及び支出の帰属は、同13条の規定により、受益者が特定している場合はその受益者、受益者が特定していない場合または存在していない場合にはその信託財産に係る信託の委託者がその信託財産を有するものとみなして課税されることとなっています。

自益信託の場合には、税務上は受託者への財産の移転（譲渡）はなかったものと取り扱われるので問題はないのですが、他益信託の場合に受益者が適正な対価を負担していないと、税務上、委託者から受益者に低廉又は無償の譲渡が行われたことになり、両者が個人であれば、委託者から受益者に贈与があったものとみなされて、贈与税が課税されるので注意が必要です。

相続税法においては、相続税法第9条の2において受益者の存する信託における課税関係について、4つのケースについて定めています。

- ・遺言信託の効力が生じた場合で、委託者の遺言によって受益者を定めて受託者に財産の管理処分を信託…委託者の死亡時に、委託者から受益者に信託財産を遺贈したものとみなして相続税が課税される
- ・受益者の死亡により他の者が新たに受益権を取得する定めのある信託…受益者Aの死亡時にBが新たに受益者となり、AからBに信託財産を遺贈したものとみなして相続税が課税される
- ・複数の受益者等であった者の死亡によって一部の受益者等が存しなくなった場合…受益者Aの死亡による新たな利益に係る信託財産をAからBに遺贈したものとみなして相続税が課税される
- ・受益者等であった者Aの死亡によって信託が終了した場合…信託の残余財産は受益者でない者Bに帰属され、信託の残余財産をAからBに遺贈したものとみなして相続税が課税される

この原則を踏まえて受益者連続型信託について考えてみますと、上のケース②がそれに該当します。但し相続税法第9条の3において、受益者連続型信託について利益を受ける期間の制限その他の権利の価値に作用する要因としての制約が付されているものについては、その制約が付されていないものとみなされます。

具体的に例示してみます。委託者甲が受託者乙に自益信託契約を締結し、甲の死亡時には受益者Aを信託の利益の受益者と定め、Aの死亡時には受益者Bを信託の受益者と定め、

Bの死亡時には受益者Cを信託の受益者と定めているケースを想定してみます。

まず所得税は、それぞれのタイミングで信託の利益を享受する人が、所得税の納税義務者になります。

#### 山越

相続税に関して、メリットはあるのでしょうか。

#### 長谷部

相続税については、甲の死亡時にAが信託財産を遺贈により取得したものと、相続税が課税されます。以下、Aの死亡時には同様にBが相続税の納税義務者になり、Bの死亡時にはCが相続税の納税義務者になります。つまり関係者の死亡の都度相続税が課税されることとなります。相続税の節税にはあまり役立つ制度とはならず、むしろ事業承継や財産の保全に資する制度だと考えています。

### 6. 不動産を信託するとき登記はどうなりますか？

#### 山越

次に、不動産を信託する場合には、信託の登記が必要になりますが、「財産の移転」でも目的が管理運用なので、登記原因はどうなるのか、登記事項はどうなるのか、登記申請手続きや登録免許税はどうなるか等が問題です。竹内さんからご説明させていただきます。

#### 竹内

信託財産に属する財産の対抗要件として、不動産に関する物権変動の対抗要件と同様に、「信託の登記」をしなければ、信託財産である事を第三者に対抗できないとされています。

以下、登記申請手続きですが、所有権移転につき、「受託者」を登記権利者、「委託者」を登記義務者とする共同申請をし、信託の登記は、「受託者」が単独で申請できます。そして、所有権移転登記と同時に「信託の登記」をします。具体的に説明しますと、

- ・登記の目的欄に、所有権移転と信託が同一の順位番号で記録される
- ・登記原因は、「平成〇〇年〇月〇日信託」と記録される
- ・権利者の表記は「受託者」と記録される
- ・信託目録の信託番号が記録される
- ・登録免許税は、所有権移転の登記分と信託の登記分の合計ですが、所有権移転の登記分は非課税で、信託の登記分は不動産の価額の千分の四（但し、土地については、平成29年3月31日までは、千分の三）である

### 7. まとめにかえて

#### 山越

最後に、長谷部さん、竹内さんから、まとめにかえて、信託制度の課題についてそれぞれお話ししていただければと思います。

#### 長谷部

実務的に民事信託には、税理士として今のところあまりなじみがありません。しかし、少子高齢化を迎えている現状を考えると、これから積極的に取り組むべき問題ととらえています。さまざまなケースが考えられますが、民事信託の場合には、事業（財産）承継及び節税を目指すしっかりとしたスキーム造りと信頼できる受託者を選ぶことが大事だと思います。

#### 竹内

現在、民事信託制度の幅広い活用と適正かつ円滑な運用等のための人材確保を目的として、司法書士が中心となり、一般社団法人民事信託士協会が設立されております。

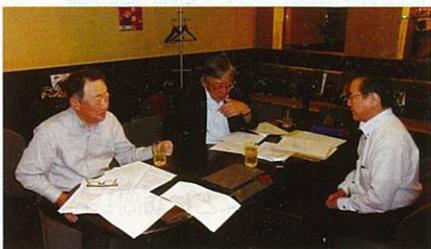
私は、直接関わってはおりませんが、この法人は、民事信託業務の担い手となる「民事信託士」なる資格制度を確立し、市民の権利擁護と福祉向上を目指していく活動を推進しております。

今回、受託者をどう選択するかという問題がありましたが、この点につき、受託者の資質向上のための人材育成がどう図られていくか、今後、注目される一つの活動かと思われま

**山越**

ありがとうございました。私からも一言申し上げますと、適正な受託者確保の問題については、パブリックトラスト（目的限定公益的受託機関）の制度化や、厚生労働省や都道府県の監督の必要性も指摘されているようです。また、メリットとしてお話したことに関連しますが、個別的には、委託者の経済状況が悪化しているときに信託をすると財産移転行為として詐害行為になる場合があり、受益者連続型信託で信託行為や受益権の移転が遺留分侵害になる場合がありますので、留意していただきたいと思

います。長谷部さん、竹内さんには、お忙しいところご協力をいただきましてありがとうございました。心からお礼申し上げます。私自身、今回の企画で勉強させていただきました。これからも、学習会を始めとして士業の連携を強めて、皆さんに一層貢献できるように努力したいと思います。



以上

**ご協力いただいた先生の紹介**

**竹内 啓修 先生**

略歴：昭和53年 東京工業大学工学部修士課程を修了後、酒造業・不動産業に従事し、平成8年から司法書士を開業し、現在に至る。

趣味：旅行、又、25年ぶりにゴルフを再開。

仕事の理念：依頼者に寄り添った業務を心がけています。

**長谷部健一 先生**

略歴：昭和48年上智大学経済学部経営学科を卒業後、家業の旅館業を手伝いながら税理士を目指す。昭和55年に第30回税理士試験に合格後、自宅にて開業。平成25年1月に税理士法人L&Cアシストを設立し現在に至る。

趣味：学生時代からジャズドラムを演奏。平成14年11月に生演奏を聴かせる「jazz & drinks Sugar Hill」を設立し、オーナー兼ドラマーとして、店での演奏のみならず、各種イベント・パーティー等で活躍中。もう一つの趣味はゴルフ。さまざまなゴルフコンペに参加し、関係者との交流を深めている。

仕事の理念及び

業務方針：「自利利他」（自利とは利他をいう）

税理士業務を通じてお客様と地域に貢献することが従業員の幸せにつながることを信じ、自利利他の精神で、個人及び並びに法人の適正な納税義務の実現と繁栄をアシストします。

**「福島原発訴訟のいま」**

～6月7日 事務所学習会の報告～

私たちの事務所では年2回時々のテーマで事務所主催の学習会を行い好評をいただいています。今年6月7日(火)には、「福島原発訴訟のいま」と題して、さいたま地裁に提起されている埼玉訴訟と福島地裁の「生業訴訟」の二つの原発訴訟について、担当弁護士と原告からのご報告をうけました。参加者は所員を含めて75名でした。いずれも被害者救済を求める損害賠償請求訴訟です。

報告の弁護士は、埼玉訴訟についてはみさと法律事務所の吉廣慶子弁護士（弁護団事務局長）、生業訴訟については当事務所の斉藤耕平弁護士（弁護団事務局員）です。吉廣弁護士には生活保護・三郷訴訟をめぐる「貧困問題学習会」以来の2度目の登場となりました。生業訴訟については現場検証までの道のりなど、埼玉訴訟については東電と国の責任を追及する重要な争点である津波予知の可能性の立証の到達点などが報告され、原告らからはそれぞれ「終わらない被害」や、

現地残留組と避難組とのわだかまりを乗り越え、原発政策を推し進めて回復不能な被害をもたらした国と東電の責任を追及する力強いご報告がありました。

会場からも原発を終わらせる取り組みを強める必要性が強調され、参加者の感想もいつもよりも多く寄せられ、被害者の発言に励まされた様子が述べられていました。

弁護士：佐々木新一



# ブラジル公設弁護人をお招きして

弁護士は日頃、依頼者の皆様から弁護士費用を頂いてリーガルサービスを提供しています。しかし、すべての方々が弁護士費用をお支払いできるわけではなく、このような場合に泣き寝入りとなると、世に不正義がまかり通ることにもなります。医療の場合、医療保険制度が行き渡り、貧富にかかわらず平等に医療サービスを受けられる建前にはなっておりますが(しかし徐々に危ぶまれる時代になっていきますが…)、リーガルサービスについては、1960年代ころから欧米諸国を中心に貧富の差を問わずに税金を投入してリーガルサービスを受けられる仕組みが整えられるようになってきました。これを法律扶助制度と言い、法律扶助を専門に取り扱う法律事務所を公設弁護事務所と呼ぶことがあります。その整備状況は各国の実情に応じて様々であり、いずれの国も今日、緊縮財政下で四苦八苦しながら取り組んでいます。日本も例外ではありません。



写真①

縁あって5～6年前よりブラジル公設弁護事務所と連絡を取り合ってきました。私自身はまだブラジルを訪れたことはありませんが、今春、ブラジル公設弁護事務所から、日本調査のコーディネートの依頼が入り、本年6月、日本調査が実現しました。ブラジル法律扶助関係者の訪日調査は、おそらく今回が初めてのことでありと思われま。

1960年代から1980代にかけて軍政下にあったブラジルは、1985年に民政に移行しましたが、かつての暗黒時代に戻るまいとの強い決意から、自由、平等、社会的公正の視点が徹底され、市民の権利擁護の担い手として、憲法において公設弁護人の確固たる地位が保障されています。ブラジルでは今日、約

6,000人の公設弁護人が、貧困者のリーガルサービスに取り組んでいます。公設弁護人の数としては、ブラジルはアメリカに次ぎます。

今回の訪日調査では、日本司法支援センター(法テラス)、日本弁護士連合会(日弁連)、法科大学院、法テラス法律事務所、ブラジルと縁のある法律事務所、



写真③

ブラジル大使館などに訪問し、調査と情報交換、討議を行ってきました。

その中からいくつかピックアップしますと、写真①は、日弁連で開催した交流会であり、写真中央がブラジル公設弁護事務所の対外部門の責任者であるクレバー氏(公設弁護人兼フルミネンセ連邦大学教授)、写真左がディオゴ氏(公設弁護人、1日200名の依頼者に対応するという彼ら曰くクレージーな公設弁護人)、写真右がコーディネーターを務めている筆者です。写真②は日弁連で撮影した集合写真であり、中央が中本日弁連会長です。

行程中、息抜き的に楽しかったのは、ブラジル大使館訪問でした。写真③はブラジル大使館の外観であり、日系ブラジル人設計による随所にカーブを取り入れた



写真④

美しい現代建築です。写真④は、ブラジル大使の執務室であり、左から3番目が大使のアンドレ氏です。あ

まりの背の高さに圧倒させられました。大使からは、日本の良さについて多くの指摘を受ける一方、今後の日本は様々な面において(経済力の低下や急速な高齢化に伴う人口構造の変動など)、試練を迎えることになるだろう、したがって、両国が協力して試練を乗り越えていく必要があるだろうとの所見がありました。私は、在日ブラジル人に対する法的支援の状況や法テラスの法律扶助の仕組みについて説明を行いました。全行程終了後、法テラスの宮崎理事長らを交えて懇親

会を行い、次は日本からブラジル公設弁護事務所への訪問をとの強い要請を彼らから受けました。

全行程無事に終わり、やや脱力感も入り、帰宅してからお土産にもらったブラジルの蒸留酒、度数40度のカシャッサをストレートで口に含みました。一気に身体が熱くなり、彼らの熱きスピリットが体内で点火したようでした。しばらくの間、カシャッサを手放せなくなりそうです。

弁護士：池永 知樹



写真②

## 川越に移りました ~退所のご挨拶~

今年の6月末をもちまして、埼玉東部法律事務所を退所いたしました。埼玉東部法律事務所は、私が弁護士として新たな人生の一步を踏み出した最初の事務所です。多くの事件に触れ、弁護士としての経験を積ませて頂いた埼玉東部法律事務所の皆様には深く感謝申し上げます。

私が携わった事件の一つ一つにいろいろな思いが詰まっておりますが、そのことをあまり公開にするわけにもいきませんので、私が感じた埼玉東部法律事務所の良さについて記したいと思います。

まず始めに挙げられることは、弁護士も事務局も皆さん本当に人柄が素晴らしいということです。弁護士は一人一人個性があり、それぞれのスタイルをもって弁護士業務に取り組んでらっしゃいますが、共通して言えることはどの弁護士も親身になって話を聞いてくれるということです。事務所に相談に来られる方は、安心してご相談ができるのではないかと思います。

次に挙げられることは、事務所の環境に恵まれているということです。平成25年5月に、事務所を現在の場所に移転しました。越谷駅にもより近くなり、事務所へアクセスしやすくなったと思います。相談室も8部屋ある上、それぞれが仕切られており、他の相談者に気兼ねすることなくご相談いただけます。相談する側としては、プライバシーが保たれているという安心感を持って頂けると思います。

最後に、本当に多種多様な事件を経験させて頂きました。他の法律事務所ではなかなか経験することのできない複雑かつ困難な事件や弁護士の多い事務所であるからこそ受けることのできる事件も多かったかと思えます。その中で、私なりに精一杯、事件と向き合い、ここまでやって来られたことが、現在の私にとって大きな糧となっていることは間違いありません。

7月1日からは川越にある赤松岳法律事務所にて弁護士業務をおこなっております。赤松岳法律事務所には、赤松岳先生、中野大先生がおり、私の加入により弁護士3人体制となります。川越は10年以上住み続けている私の地元でもあります。地元の皆様にとって身近な弁護士となれるよう、日々研鑽を積み、弁護士業務に取り組んで参りたいと思っております。

短い期間ではございましたが、埼玉東部地域の皆様には本当にお世話になりました。これからも埼玉東部法律事務所は、埼玉東部地域の皆様の直面する様々な法律相談に親身に取り組み、問題解決のお手伝いをして参ります。川越に移った私ともども、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

弁護士：富田 亮



# 日本百名山を歩いてみる

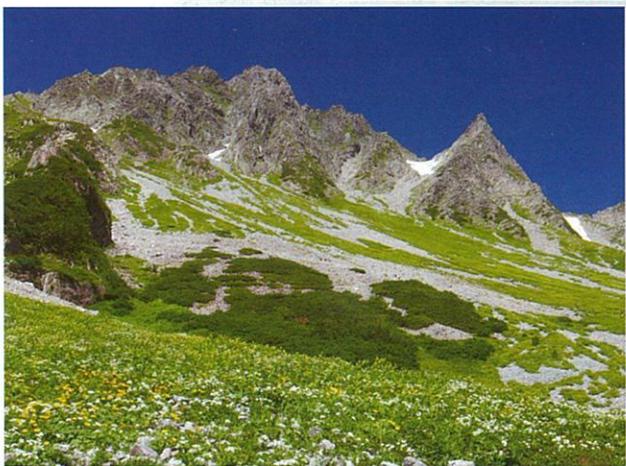
## ほ だか だけ ～ 穂高岳 ～



奥穂高岳、北穂高岳、西穂高岳、前穂高岳などの複数の峰からなる山である。一番高いのは3,190mの奥穂高岳。いくつもの峰からなるので、どの方角から眺めるかによって、違った形に見える。どちらからみてもだいたい同じように尖っている槍ヶ岳とは異なる。どこから眺める姿がもっともよいのかは、人によって好みが分かれるだろうが、個人的には、常念岳からが一番だと思う。奥穂高岳を真ん中にして、北穂高岳、前穂高岳が左右にバランスよく配置されているところがいい。

さて、穂高岳に登るルートはいくつかあるが、涸沢を経由するルートがもっともポピュラーである。私も涸沢経由で奥穂高岳を往復した。登りはガスの中だったが、翌日の下りはすばらしい晴天だった。涸沢には真夏でも大きな雪渓が残り、高山植物の花が咲き乱れており、見上げると鋭い岩峰が蒼天に突き立っていた。

弁護士：川崎 慎一



## information

### 法律相談

当事務所では毎日法律相談を実施しています。当事務所をはじめご利用される方は、ご相談（30分）無料です（2回目以降のご利用・継続相談の場合は、30分5,000円（税別）を承ります。ただし債務整理のご相談は何度でも無料です）。お気軽にご相談ください。お電話にてご予約をお願い致します。

◆電話番号◆ **048-965-2600**

◆受付時間◆ 9:15～18:00  
(土日祝日を除く)

◆相談時間◆ 平日

①10:00～ ②11:00～

③13:30～ ④14:30～

⑤15:30～ ⑥16:30～

夜間をご希望の方

(火・木曜日のみ)

①18:30～ ②19:30～

※各相談時間は30分程度を予定しています。

・キッズスペースをご用意しております。お子様連れの方も安心してご相談ください。

・ホームページも充実させておりますので、是非ご覧ください。

・メールでの法律相談受付もしています。ホームページをご確認ください。

埼玉東部法律



東武スカイツリーライン 越谷駅東口～徒歩約1分 専用駐車場はありませんのでコインパーキング等をご利用ください。

〒343-0816  
埼玉県越谷市弥生町3番33号 越谷東駅前ビル5階

